

公 示 日 : 2022 年 6 月 1 日(水)

調達管理番号 : 22a00233

国 名 : フィリピン

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : フィリピン国園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月上旬から 2022 年 9 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.47、国内 0.35、合計 0.82
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	14 日	2 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 6 月 15 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ  
➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 6 月 28 日(火) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	フィリピン/全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

フィリピン共和国（以下、フィリピン）において、農業は同国全就労人口のおよそ 25%（Philippine Statistics Authority 2018）を占める一方、GDP 比では 9.3%（FAOSTAT 2018 年）を占めるに留まっており、生産性の低迷が課題となっている。近年、農業セクターの労働人口が、より生産性の高いサービスセクター等に流出している上、農業従事者の高齢化も進み、労働力は逼迫している。2019 年 2 月、コメの輸入を制限していたフィリピン政府は rice tariffication law を制定し、関税（40%）を支払うことで輸入制限を緩和し、市場原理に即したコメの流通に移行することを決定した。この政策導入の結果、国内のコメ価格は国際価格を反映して引き下げられることとなり、コメの収益性は長期的な低下が見込まれることから、政府は園芸作物や高付加価値作物へ転換し、農業の競争力強化を通じた農業生産性及び農家所得を向上させる方向性を示した。

フィリピンにおける農業バリューチェーンを消費段階（下流部分）から見た

場合、近年の経済成長に伴い中間層の購買力は向上しており、都市部を中心としてスーパーマーケット等を通じた食材の販売、食品産業の成長など近代的な流通システムへの移行の流れが確認できる一方で、生産段階（上流部分）を見ると依然として大多数を占める伝統的な流通形態（品質や出荷規格を評価しないバルクでの大量流通に対応した仕組み）に依存している。また、農業セクターの現状を見ると、農家による適切な市場情報入手や農民組織を通じた計画的な生産・出荷の困難さ、統一的な品質や規格に関する基準の未整備、低調な農業金融へのアクセス、流通業者の高い輸送コストと生産者と実需者のコミュニケーション不足、市場アクセス道路やコールドチェーン施設の未整備、民間企業の参入が限定的等の、①生産現場、②流通システム・制度面、③民間企業との連携においてそれぞれ課題があり、需要の変化をうまくとらえて農業振興につなげるには至っていない。これらの課題を解決して農業・農村振興につなげるためには、競争力強化のためにサプライチェーンを真に付加価値のあるバリューチェーンにすること、民間企業の農業セクターへの進出を促すこと、このための制度面の改善を図る必要がある。

これまでのフィリピン政府の政策及び我が国の協力においては、民間投資も見据えた生産から加工、流通、販売、消費までを網羅的に捉えたフードバリューチェーン（Food Value Chain、以下「FVC」という。）構築に重点を置いた支援は限定的であった。係る状況を受け、2019年8月、フィリピン政府は我が国政府に対し「園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト（以下「本プロジェクト」という）」として、生産の多様化・競争力の強化に向けた包括的FVC構築を目的とした技術協力を要請した。

また、近年フィリピンは国外への労働者送出国を積極的に推進しており、日本における農業分野での技能実習生受入も年々増加し、2018年度は3.9万人となっている。我が国は、日本国内での外国人材の更なる活用や母国へ戻った実習生の活動支援を行うことで、外国人材受入れの適正化と人材還流を図っていくことが求められており、本プロジェクトにおいても可能な取組を検討することが望まれる。

今回実施する詳細計画策定調査は、2020年8月～9月に実施した基本計画策定調査の結果及び2022年2月から9月までの予定で実施している詳細計画策定フェーズ（以下「計画フェーズ」という）での検討結果を踏まえつつ、カウンターパートとの協議や追加情報収集を行い、今後実施する本プロジェクト実施フェーズの実施体制、成果と活動等の内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の更新を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、本プロジェクト計画フェーズの業務従事者や他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2022年7月上旬～2022年7月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、フィリピン側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を提案する。その際、実施中の本プロジェクトより提供される既存情報を整理・分析し、調査項目に重複のないよう、効率的な現地調査計画を検討すること。質問票は現地調査前に発注者に提出すること。なお、COVID-19の蔓延に伴い、2020年3月からフィリピンにて施行されたコミュニティ防疫措置下（人の移動制限）において、農業省が最優先事項として打ち出した国内の人々が不足無く食料を得られることを目的とした施策の中で、直送・直売事業（Kadiwa ni Ani at Kita）に関して、迅速・確実・安価に農産物を消費者の元へ届けるため、既存のFVC体系に依らない仕組みを試行していることに留意する。
- ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）を検討する。また、その他現地協議用資料等の作成に協力する。なお、本協力は計画フェーズ開始前にPDM、POを作成し、フィリピン側と合意している。このため、PDM およびPO を検討する際は、この計画フェーズのものをベースに見直し案を検討すること。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2022年7月下旬～2022年8月上旬）

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度

- ウ) 関連各組織（パイロット州及びパイロット活動（案）を含む<sup>1</sup>）
  - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
  - (b) 人員体制
  - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
  - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制）、討議議事録（R/D：Record of Discussions）の改訂を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、改訂版R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する改訂版R/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年8月中旬～2022年8月下旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を取りまとめ、報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）業務完了報告書

2022年8月24日(水)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）

---

<sup>1</sup> 本プロジェクトではパイロット州(2-3州)を選定してパイロット活動を行うこととしており、本調査にてパイロット州及びパイロット活動内容を協議・合意する予定。

② 議事録

③ PDM・PO（案）（英文・和文）

なお、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）の作成は不要です。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 7 月 24 日～8 月 6 日（14 日間）を予定しています（JICA の団員と同じ現地業務期間です）。

日程については変更の可能性があります。

入国時に隔離がある場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訳 備 上：英語⇄日本語の通訳備上はなし。（英語以外の他言語⇄日本語の通訳の必要がある場合は、備上予定）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## （２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので、配付希望の方は、担当部署アドレス（[edga1@jica.go.jp](mailto:edga1@jica.go.jp)）宛にメールを送付したうえで、03-5226-8421 にお電話ください。なお、これらデータはプロポーザル作成の参考資料としてのみ使用し、他の用途には使用せず、使用後は各社で廃棄することとします。

- ・ 詳細計画策定フェーズ業務計画書
- ・ PDM、PO（基本計画策定調査時作成版）
- ・ 案件概要表（計画フェーズ実施時）

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## （３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無

効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上